

居住制限区域（富岡町）から避難した亡母（原発事故当時90歳代、申立人らが相続）及び申立人二女について、①亡母につき、居住期間が通算して80年程度にわたっていたことや、富岡町で親が営む商売を手伝っていたこと、透析治療を要する状態（身体障害等級1級）のため近隣の医療機関に頻回の通院をしていたこと等の地域社会との関わり合いの事情、同医療機関が原発事故に伴い町外へ移転したため、帰還できずに令和元年に逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として150万円の賠償が認められたほか、要介護を理由とする平成23年9月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、直接請求手続での既払分（月額3万円）に加えて月額5万円の賠償が認められ（なお、平成23年3月から同年8月までは、直接請求手続において、要介護を理由として月額3万円、透析治療を要する慢性腎不全を理由として月額5万円が支払済み。）、②申立人二女につき、亡母の介護を理由とする平成23年3月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、直接請求手続での既払分（月額3万円）に加えて月額4万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- （1）亡A（以下、「被相続人」という。）が令和元年8月○日に死亡し、申立人X1及び同X2及び同X3が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- （2）申立人らの知る限り、申立人X1及び同X2及び同X3が、被相続人の全相続人であること。

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、別紙記載の和解金合計1585万9980円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（または記名）押印の上、各自1通を保有する。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年12月8日

(仲介委員 中條 高昭)

別紙

損害項目	期間	和解額	備考
【被相続人 A】			
謝礼（家賃相当額）	H23. 12, H24. 1～2 H24. 6～H30. 3	4, 380, 000	6 万円× 7 3 か月
通院交通費	H23. 3～H30. 3	2, 629, 980	
要介護増額	H23. 9～H30. 3	3, 950, 000	5 万円× 7 9 か月
生活基盤変容による損害（増額）		1, 500, 000	
合計		12, 459, 980	

【申立人 X 1】			
介護増額	H23. 3～H30. 3	3, 400, 000	4 万円× 8 5 か月
合計		3, 400, 000	

和解額合計		15, 859, 980	
-------	--	--------------	--